

## 第4回 阪南市立公民館指定管理者選定委員会 要旨録

日 時	令和7年8月1日(金) 9時00分～10時15分
場 所	阪南市役所3階全員協議会室
出 席 者	委員長 楠部 徹 副委員長 野村 正昭 委員 出口 尚暢 委員 松永 佳代 委員 織田 勝也 委員 松下 芳伸 委員 向井 説行
欠 席 者	委員 池田 悦子
事 務 局	副理事兼生涯学習推進室長 木村 浩之 生涯学習推進室長代理兼中央公民館長代理 秋山 秀子 生涯学習推進室主幹 中川 准樹 中央公民館総括主事 工藤 眞樹

— 開会 —

会議の要旨

(事務局)

—指定管理者決定までの間の守秘義務、指定管理者決定後における選定委員名簿及び議事録の概要にかかる公開について説明—

—出席状況と会議の成立報告—

—資料確認—

(事務局)

本日は、阪南市立公民館指定管理者選定委員会設置要綱第3条中「委員長は、必要と認めるときは、委員会の議事に関係のある者に出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。」の条文、また、阪南市教育委員会指定管理者選定委員会条例第5条第1項中「委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。」の条文に基づき、第4回阪南市立公民館指定管理者選定委員会を開催する。

◆案件1. 阪南市立公民館指定管理者の選定について

(委員長)

本来であれば、第4回選定委員会は、7月1日開催の第3回選定委員会終了後に予定をしていたものであるが、申請者①に対する質疑の時間が不足していたことから、改めて本日、お集まりいただいたものである。

行政は幅広い分野を所管しているが、社会教育も非常に重要な分野である。これからの5年間の指定管理者を選定するにあたり、議論がおろそかになってはならないため、十分に議論すべく、当初の予定を変更したものである。

本日は慎重に議論をして決定していきたい。

それでは、案件1について事務局の説明を求める。

(事務局)

—資料1に基づき、指定管理者選定にかかる進行について説明—

(委員長)

事務局からの説明に対して、意見、質問等はあるか。

(委員)

本日は1名の委員が欠席をしているが、評価に影響はないか。

(事務局)

冒頭に会議の成立をご報告させていただいたとおり、阪南市教育委員会指定管理者選定委員会条例第5条第2項の規定により、半数以上の委員の出席があるため、成立要件を満たしていることから影響はない。

(委員長)

他に、各委員や事務局から質問、意見等はあるか。

(全委員)

意見、質問等なし。

## ◆案件2. その他

(委員長)

案件2「その他」として、事務局から何かあるか。

(事務局)

特になし。

(委員長)

各委員から質問、意見等はあるか。

(全委員)

質問、意見等なし。

(委員長)

他に質問や意見がないようなので、この後は、進行表に基づき、本日の議事を進行する。

### — 【提案説明会①・継続】 —

申請者①への質疑応答 9時10分～9時40分

### — 申請者①退出・各委員による採点 —

(事務局)

各委員による採点が終わり、集計がまとまり次第、第5回選定委員会を開会する。